

認定こども園 慈光保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人菱刈福祉会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園 慈光保育園
- (2) 所在地 鹿児島県伊佐市菱刈前目 781 番地

(施設の目的)

第2条 認定こども園 慈光保育園(以下「当園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満 2 歳以上の子どもに対する教育 並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるような適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 1号認定の子ども | 5人 |
| 2 | 2号認定の子ども | 25人 |
| 3 | 3号認定の子ども | 25人 |

(運営の方針)

第4条 当園は、「ほとけ」さまの教えを中心に、保育・教育目標を次のとおり定める。

- ① 和＝なかよくあそぶ子ども
 - ② 清進＝元気でがんばる子ども
 - ③ 慈悲＝いたわりと優しさをもった子ども
- 2 第1項の第1号から第3号までの目標を達成するために次のとおりとする。
- ① 健康・安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体の諸機能の調和的発達を図る。
 - ② 集団生活の中で子ども達が自己発揮できるように総合的に保育・教育を行う。
 - ③ 子ども一人ひとりの特性と発達課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に係れるような環境を構築し、豊かな遊びをとおして総合的な保育・教育を行う。

- ④ 異年齢の子どもとの関わりの中でお互いに育ち合う保育・教育を行う。
- ⑤ 野菜の栽培、収穫をとおして食物の命を気付かせ、命の大切さや食べ物と体の関係に興味を持たせるために食育をとおして総合的な保育・教育を行う。
- ⑥ 地域における保育・教育活動を実践するために、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- ⑦ 子ども子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

(教育・保育の内容)

第5条 当園は、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、認定子ども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

- 1 地域子育て支援事業（別紙1）
第8条に規程する時間において、教育・保育を提供する。
- 2 給食の提供
- 3 その他教育・保育に係る行事等
- 4 一時預かり事業・延長保育の実施

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 職員の職種、員数及び職務内容は（別紙2）のとおりとする。

(教育・保育の提供をおこなう日)

第7条 教育・保育をおこなう日は、次のとおりとする。

- 1 1号認定子ども
 - ア 学期
 - 1 第1学期 4月1日 から 7月31日 まで
 - 2 第2学期 8月1日 から 12月31日 まで
 - 3 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで
 - イ 休園日
 - 1 土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日
 - 2 学年始業日（4月1日より入園進級前日）
 - 3 夏季休業日（8月1日から8月15日）

- 4 冬季休業日（12月29日から1月15日）
- 5 学年末休業日（卒園式翌日から入園式前日）
- 2 2号認定子ども及び3号認定子ども
月曜日から土曜日までとする。但し、国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

（教育・保育の提供をおこなう時間帯）

第8条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- 1 保育標準時間認定に係る教育・保育時間は7時30分から18時30分の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。
- 2 保育短時間認定に係る教育・保育時間は、8時30分から16時30分の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。但し、7時30分から18時30分までの範囲内で延長保育を行う。
- 3 教育標準時間認定に係る教育・保育時間は、9時00分から14時00分とする。但し、7時30分から18時30分までの範囲内で幼稚園型一時預り事業を行う。

（入園）

第9条 当園に入園する1号認定子どもに該当する児童の保護者は、次の手順により入園の手続きを行うものとする。

- 1 保護者は、児童の1号認定を受けたうえで入園申込を当園に提出する。
- 2 当園は、受取った情報をまとめ、伊佐市(以下「市」という。)に提出する。
- 3 当園は、1号認定の子どもの利用定員の総数を超える利用の申込について、抽選、申込を受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 4 前項の選考の方法をその他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項をさだめて明示する。

第10条 当園は、2号、3号認定子どもに該当する児童保護者は、次の手順により入園の手続きを行うものとする。

- 1 保護者は、児童の2号、3号認定を受けたうえで入園申込書を市に提出する。
- 2 市は入園の可否を決定し、保護者に対して通知する。
- 3 入園が可となった児童の保護者は当園と正式に入園契約を締結する。

(退園)

第 11 条 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、原則として退園希望日の 1 ヶ月前までに当園に退園届を提出するものとする。当園は、退園届が提出された場合には速やかに市にその旨を報告しなければならない。

(転園)

第 12 条 保護者の転居その他の事由により、他の教育・保育施設等への転園を希望する保護者は 1 ヶ月前までに当園に転園届を提出するものとする。当園は、転園届が提出された場合には速やかに市にその旨を報告しなければならない。

(休園)

第 13 条 利用児童について、病気その他の理由により休園を希望する保護者は、当園に申し出るものとする。

2 当園は、第 1 項の休園の申し出がされた場合には速やかに市に報告しなければならない。

(卒園)

第 14 条 当園は、利用児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 当園の職員は、教育・保育の提供をおこなっているときに、利用児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡をおこなう等の必要な措置を講ずるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合には、利用児童の保護者及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録をするとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当園は、利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置を講じるものとする。

(秘密保持)

第18条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用児童に関する情報提供する際には、あらかじめ文書により利用児童の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第19条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合には、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容をしに報告する。

(記録の整備)

第20条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- ① 教育・保育の提供に当たっての計画
- ② 教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- ③ 教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑥ 保育要録(児童が小学校を卒業するまでの間保存)

(保育料等利用料)

第21条 当園は、保育料について、保護者が居住する市町村が定める額とする。その他の料金は別に定める。(別紙3)

- 2 納付は、当月利用料を当月末日に銀行口座から自動引き落としによりおこなう。
- 3 既に納付した利用料は還付しない。
- 4 園長は、利用料の未納が1ヶ月以上に及んだ園児について、登園を停止、さらに未納が続く場合には退園を勧告する場合がある。

(その他運営についての重要事項)

第22条 この規程に変更が出た場合には、速やかに改正するものとする。

附則

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙 2

員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名・・・園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長 1名・・・園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- (3) 事務長 1名・・・本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (4) 主任保育士 1名・・・園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、
並びに園児の保育並びに教育をつかさどる。
- (5) 保育士（教諭も含む） 9名・・・園児の保育並びに教育をつかさどる。
- (6) 調理員 2名・・・献立を作成し、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- (7) 嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談をおこなうとともに、健康診断を行う。
- (8) 嘱託（歯科）医は、園児の心身の健康に関し、健康診断を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。